

特例監理技術者を配置することに関する特記仕様書

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(10)の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係※にあること。(※一般競争入札を行う工事については開札日以前(その他については、入札の執行日以前)に3ヶ月以上の雇用関係。)
 - (4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとし、2件の請負代金額の総額は原則2億円未満※とする。(※当初請負代金額の総額であって、最終請負代金額はこの限りではない。)尚、単価契約工事の請負代金額は当初想定事業費とする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。)
 - (5) 特例監理技術者が兼務できる工事範囲は、当局給水区域内及び当局所管施設内であること。ただし、当局所管施設とは、当局用地内の施設及び当局管路施設をいう。
 - (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、施工計画書に明記すること。
- (9) 完成検査、出来高検査は特例監理技術者を臨場させること。
- (10) 名古屋市上下水道局低入札価格調査を実施していないこと。

2. 提出する書類について

- (1) 特例監理技術者を配置した場合に提出する「現場代理人・主任技術者等選任届」と兼務する工事のコリンス(CORINS)の写し等、上記1(4)、(5)を確認できる資料を添付すること。尚、前もって「配置予定技術者資格確認表」を監督員に提出し、確認を受けること。
- (2) 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務することになる場合、「現場代理人・主任技術者等変更届」と新たに兼務することになった工事のコリンス(CORINS)の写し等、上記1(4)、(5)を確認できる資料を添付すること。尚、前もって「配置予定技術者資格確認表」を監督員に提出し、確認を受けること。また、(6)～(8)について各工種における業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を提出すること。

- 3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンス(CORINS)への登録を行うこと。